

日本素材物性学会投稿規定

日本素材物性学会
編集委員会

1. 総則

1. 1 日本素材物性学会の学術論文誌（以下「本誌」という。）は素材物性学に関連した諸分野における価値ある研究報告、総説、解説、技術資料その他の諸情報を掲載する。
1. 2 投稿資格は原則として素材物性学に関連した諸分野の研究者、技術者に限るが、一般記事についてはこの限りでない。
1. 3 本誌に掲載された記事の著作権および著作権は日本素材物性学会に帰属する。

2. 原稿の種別

2. 1 論文

次の2種類とし、いずれも他誌に未発表のものに限る。

2. 1. 1 論文Ⅰ

独創的な研究で価値ある結論あるいは事実を含むもの（学問的体系化への寄与）

2. 1. 2 論文Ⅱ

実用に役立つ価値あるデータ、新しい技術、現象あるいは考え方を含めるもの（実用性、発展性）

2. 2 研究速報

論文に準ずる内容をもち、優先的に速やかに発表する必要があるもの（速報性）。速報とする理由書を添付する。

2. 3 寄書

本誌に発表された記事に関する補遺および意見。

2. 4 一般記事

1) 総説および解説 2) 技術資料 3) 研究・技術情報 4) その他

3. 投稿

3. 1 投稿原稿は本投稿規定ならびに本誌の「投稿の手引き」に従って作成する。

3. 2 投稿原稿は電子ファイル(Word-file またはPDF-file)で提出するものとする。

3. 3 原稿は日本素材物性学会編集委員会宛に送付する。原稿が編集委員会事務局に到着した日を受付年月日とする。

4. 審査

4. 1 投稿原稿は審査員によって審査され、その採否は原稿の種別も含めて編集委員会が決定する。

4. 2 編集委員会は、投稿原稿について訂正を求めることができる。訂正を求められた原稿は必ず3ヶ月以内に提出する。この期間内に何の連絡もない場合には撤回したものとみなす。

4. 3 編集委員会が原稿の掲載を決定した日を受理年月日とする。

5. 著者校正

著者校正を1回行う。この時点では印刷上の誤り以外の字句修正、あるいは原稿になかった字句の挿入は原則として認めない。

6. その他

6. 1 和文の投稿については、本誌の「日本素材物性学会誌」に、英文の投稿については、本誌の「International Journal of the Society of Materials Engineering for Resources」に掲載する。

6. 2 雑誌発行後著者が正誤訂正を申出た場合、編集委員会がそれを適当と認めたものについては掲載する。

6. 3 著者は、掲載1編につき論文掲載料を納めなければならない。ただし、編集委員会が依頼したものについてはこの限りでない。論文掲載料については別に定める。

附 則

1 この規定は、平成30年6月5日から適用する。

2 この規定は、令和2年8月7日から適用する。

3 この規定は、令和3年6月24日から適用する。

4 この規定は、令和6年4月1日から適用する。

論文掲載料について

日本素材物性学会
2024. 4. 1 より適用

日本素材物性学会の学術論文誌 和文誌「日本素材物性学会誌」および英文誌「International Journal of the Society of Materials Engineering for Resources」の論文掲載料は下記のとおりとする

記

1. 論文の第一著者は、論文掲載料として次のとおり支払うものとする。
 - ① 6頁以内まで75,000円（掲載雑誌2部を含む）
 - ② 6頁を超える場合の追加料金は、1頁につき5,000円
 - ③ 著者が別刷を希望する場合の料金は、50部を単位にして、本文がN頁であれば、
(1,500円×N)円

2. 論文掲載料は、日本素材物性学会事務局から請求する。